

事務連絡
令和4年1月25日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年1月25日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年1月19日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和4年1月20日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、

このたび、令和4年1月25日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、広島県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県及び沖縄県の1都15県から、同年1月27日をもって北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、大阪府、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県の1道2府15県を追加した1都1道2府30県に変更するとともに、広島県、山口県及び沖縄県において実施すべき期間を同年2月20日まで延長し、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、大阪府、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年1月27日から同年2月20日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和4年1月7日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切にご対応を宜しく願います。

なお、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

別添1

事務連絡
令和4年1月25日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年1月25日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年1月19日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和4年1月20日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和4年1月25日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、広島県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県及び沖縄県の1都15県から、同年1月27日をもって北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、大阪府、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県の1道2府15県を追加した1都1道2府30県に変更するとともに、広島県、山口県及び沖縄県において実施すべき期間を同年2月20日まで延長し、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、大阪府、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年1月27日から同年2月20日までとすることが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和4年1月7日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しく願います。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

事務連絡
令和4年1月25日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年1月25日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更（令和4年1月19日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和4年1月20日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところであります。

このたび、令和4年1月25日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、広島県、山口県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県及び沖縄県の1都15県から、同年1月27日をもって北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、大阪府、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県の1道2府15県を追加した1都1道2府30県に変更するとともに、広島県、山口県及び沖縄県において実施すべき期間を同年2月20日まで延長し、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、大阪府、京都府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年1月27日から同年2月20日までとすることが決定されたことを踏まえ、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事

標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。